参考様式第５－１号

7平農振第1099号
令和8年3月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長　松尾　有嗣

市町村名 （市町村コード）	平戸市 （42207）	
地域名 （地域内農業集落名）	平戸北部⑦ （中野大久保）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年6月3日（第1回） 令和6年11月19日（第2回） 令和8年3月9日（第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備地と中山間地が混在し、耕作条件に差がある。基盤整備地においては一部多面的機能活動交付金事業の取り組みを行い、主に水稲（主食米・飼料米）の作付けにより農地の維持が図られている。その他の農地においても畜産農家の入り作による飼料作物や水稲が作付けされているが、農業者の高齢化や担い手不足などにより耕作放棄地も増加し、将来における担い手の確保が厳しい状況となっている。
また、基盤整備地で海に近いところでは、満潮と豪雨が重なった際に冠水する被害も発生しており、水路や貯水池の土砂除去も必要となっているが、費用がかかる。
さらには、米の価格不安定や資材高騰の影響などにより農業所得が低く、有害鳥獣被害も深刻化しており、耕作意欲低下の要因となっている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

基盤整備地においては、全ての農地を多面的機能活動交付金事業の取り組み農地にすることを検討し、永続的に水稲の耕作を継続していく。その他の中山間地においては、可能な限り現耕作者での耕作を継続し、営農継続が困難となった場合、耕作条件が比較的良いところは新たな耕作者への貸付を検討していく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	29.0　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.7　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や多面的機能活動交付金事業の取り組み農地を中心に集積を進めていく。

（2）農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借が発生した場合は、原則農地中間管理機構を活用した貸借を行う。

（3）基盤整備事業への取組方針

既に基盤整備がなされているところは、多面的機能活動交付金事業の活動組織の取り組みにより、農地、水路等の維持管理を行っていく。その他の中山間地については、工事完了後の耕作者や担い手の確保、費用面での負担が大きいことから、新規での取り組みは難しい。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内での新たな担い手の育成は困難と思われるため、地域外から認定農業者や新規就農者などの受け入れを検討していく。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が図れるドローン等による防除作業など、中山間直払等も活用して実施する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布など、農作業の省力化を行う。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。